

平成 30 年度 常滑市私立幼稚園保育料基準額表

月額（円）

市階層	定 義	私立こども園（1号認定）		
		第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0	0	0
2	当該年度の市民税非課税世帯（所得割非課税世帯を含む）	3,000	0	0
3	当該年度の市民税所得割額 77,100 円以下の世帯	10,100	5,050	0
4	当該年度の市民税所得割額 211,200 円以下の世帯	17,000	8,500	0
5	当該年度の市民税所得割額 211,201 円以上の世帯	21,400	10,700	0

1. 階層区分の認定は、入所児童と同一世帯の父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）の課税額の合計額により行ないます。4月から8月の保育料は、平成29年度分の市民税額に基づき、9月以降の保育料は、平成30年度分の市民税額に基づき算定します。ただし、配当控除、住宅借入金等特別控除、耐震改修特別控除等の税額控除前の税額で算定します。
2. 第1階層から第3階層の場合、生計が同一の子どものうち最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子、その下以降の子を第3子以降と数えます。
第4階層及び第5階層の場合、**年少から小学校3年生**の子どものうち最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子、その下以降の子を第3子以降と数えます。
3. ひとり親世帯及び障がい児（者）のいる世帯の保育料は第2階層の場合は0円、第3階層の場合は第1子 3,000円、第2子0円とします。
4. 私立こども園では上記幼稚園保育料に各園で必要な費用（給食費等）をあわせて振替いたします。詳細については、各園にお問い合わせください。